

南阿蘇村 復興むらづくり だより

復興推進課
TEL(67) 1113



震災遺構の保存について

震災遺構とは、熊本地震により村内で起きた現象や被害の中で後世に遺していくべきものことです。その選定や保存・活用のため、熊本大学の教授の方々や村の復興特別委員会、復興むらづくり協議会会長、国県村の関係課によって構成された「震災遺構保存検討会」を発足し、これまでに4回の検討会を開催しました。

5月23日と6月29日に行われた検討会では、活用すべき震災遺構の候補について選定を行い、8月4日には現地確認で、専門家による説明などを聞きました。その後の8月18日に行われた検討会では、現地確認の結果をもとに、12の遺構を選定し報告書をまとめ、8月28日に村長へ提出しました。

今後は、震災遺構の有効的な活用のために、関係機関との協議などを行っていきます。



震災復興先進地への視察研修が行われました

8月29日～31日にかけて、「むらづくり協議会」が設立された8行政区の住民のほか集落支援員、村職員29人で新潟県長岡市への視察研修を行いました。長岡市は平成16年に発生した新潟県中越地震(最大震度7)からの復旧・復興が進められており、なかでも中山間地域を襲った地震であったことや山古志地域で全村避難を行ったことなど、本村との類似点が多くあることから、長岡市の復旧・復興へ向けた取り組みや地域の現状を視察することとなりました。

当日は市職員による現地案内や、山古志地域住民との意見交換会が行われ、当時の状況やその後の復興に向けた活動などについて話を聞くことができました。特に山古志地域住民との意見交換会では、先頭に立って集落の復興を考えてきた方々の話を聞き、むらづくり協議会の役割や活動すべきことなど、大変参考になる話を聞くことができました。

今後は、今回の視察で学んだことを生かし、更なる協議会の活性化が期待されます。



土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援制度を創設しました

レッドゾーン(土砂災害特別警戒区域)内において、熊本地震により被災した住宅の再建(移転・建て替え)を必要とする人の早期再建と負担軽減を図るため、住宅移転に要する費用および住宅補強に要する費用の一部を支援します。

【対象者】

レッドゾーン内の自己用住宅に区域指定前から居住し、熊本地震による被災者生活再建支援制度の対象世帯となり、住宅の再建が必要となった人

【助成内容】

【住宅移転費支援事業】

- ・対象経費
レッドゾーンおよびイエローゾーン(土砂災害警戒区域)以外の区域への移転に要する費用(住宅除去費、移転経費、住宅建設・購入費など)
- ・補助額 最高300万円

【住宅補強費支援事業】

- ・対象経費
現地(レッドゾーン内)での建て替え(部分建て替えを含む)時に必要な住宅補強工事に要する費用(工事費用、設計費用)
- ・補助額 対象経費の2分の1相当額(最高150万円)

〈申し込み・問い合わせ〉

復興推進課住まい対策係 TEL(67) 1113